

公表監第1号
平成25年5月24日
(2013年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成25年3月28日付西監収第53号で受理しました「西宮市職員措置請求」の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 13 号
平成 25 年 5 月 24 日
(2013 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 25 年 3 月 28 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 25 年 3 月 28 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。
市議会議員への政務調査費の交付について、その根拠となっている法第 100 条が昨年 8 月 29 日に改正され、第 14 項・第 15 項の「政務調査費」が「政務活動費」に、その政務活動の範疇は「政務

調査その他の活動」となった。さらに第 16 項「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」が付加された。

これに伴い、西宮市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)も平成 25 年 3 月 1 日付で改正されたが、平成 23 年度(平成 23 年 6 月 11 日から 24 年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。)政務調査費支出については、従前の条例によるものである。また、平成 23 年 4 月 1 日に制定された「政務調査費運用に関する手引き」(以下「手引き」という。)が本格運用になった時期である。その運用指針において、透明性確保、説明責任、実費原則、按分が関連性をもって提起されている。全額充当における説明責任、按分にあってはおおむね 2 分の 1 を上限とするという点である。

以上の点を踏まえ、法の趣旨及び条例から手引きに至る規定によって政務調査費支出を精査し、違法・不当な支出について西宮市長が各会派・議員に対して、別表第 1「請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額」欄記載のとおり、総額 1,297,682 円の返還を求めることを請求する。

なお、現在係争中の支出に関連するものについては、その結果を待つこととし、本監査請求では取り上げないこととした。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(添付された事実を証明する書面)

西宮市議会「政務調査費運用に関する手引き」

各議員・会派に返還を求める違法・不当な支出の領収書等

今村岳司 XDL-policy・チラシ「今村岳司 12/1」

第 2 監査の実施

1 請求の受理及び監査委員の除斥

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 25 年 4 月 3 日、請求を受理することに決定しました。

なお、西田いさお監査委員及び花岡ゆたか監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

2 監査の対象事項

請求人の指摘する平成 23 年度に係る西宮市議会の政務調査費支出が、法、条例、西宮市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）等に違反する違法又は不当な支出として返還を要するか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 25 年 4 月 25 日、請求人 5 名のうち、（氏 名 略）の 4 氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 会派又は議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、あらかじめ、請求人の指摘事項に対する会派又は議員による説明を文書回答により、議会事務局を通じて求めるとともに、関係職員として、議会事務局の大野事務局長、北林事務局次長、原田庶務課長、村本議事調査課長及び杉原係長の出席を求め、平成 25 年 4 月 30 日、事情聴取及び質疑応答を行いました。

6 会派又は議員による説明

提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、請求人の指摘に対する会派又は議員の説明要旨は、別表第 1 「会派又は議員による説明」欄記載のとおりであり、その他請求人の主張に係る議会事務局の説明は、別表第 2 のとおりです。

第3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 平成 23 年度の政務調査費交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務調査費の平成 25 年 3 月 28 日現在の交付状況は、下記のとおりです。

(単位：円)

会派名又は議員氏名	交付決定額 A	対象支出額 B	差 額 A - B	精算後交付額
竹尾ともえ	773,333	407,858	365,475	407,858
公明党議員団	5,413,336	3,268,108	2,145,228	3,268,108
大原智	773,333	741,582	31,751	741,582
上向井賢二	1,450,000	1,501,718	51,718	1,450,000
八木米太郎	1,450,000	313,414	1,136,586	313,414
今村岳司	1,450,000	2,021,707	571,707	1,450,000
河崎はじめ	1,353,333	1,220,238	133,095	1,220,238
花岡ゆたか	1,353,333	1,344,651	8,682	1,344,651
中尾孝夫	1,353,333	1,648,209	294,876	1,353,333
和田とよじ	1,353,333	1,315,981	37,352	1,315,981
嶋田克興	1,450,000	835,364	614,636	835,364
岸利之	1,450,000	1,287,197	162,803	1,287,197

(2) 政務調査費の訂正及び返還状況

本件職員措置請求の受理後、請求対象となった政務調査費のうち、収支報告書の訂正及び返還があったものは下記のとおりです。

(単位：円)

会派名又は議員氏名	訂 正 届出日	返還日	訂正額	返還額	備 考
公明党議員団	25. 4 .17	25. 4 .17	20,000	20,000	
大原智	25. 4 .15	25. 4 .15	4,159	4,159	
今村岳司	25. 4 .12	-	420,000	0	支出額が上回っているため返還生じず。
河崎はじめ	25. 4 .17	25. 4 .17	10,336	10,336	

2 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務調査費については、法第 100 条第 14 項及び第 15 項並びに条例第 6 条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。

この判断に際し、本件各支出が議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否かについては、要綱に定める使途基準に併せて、手引きに定める使途基準項目別運用指針をも判断の基準とします。

なお、平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないものとされました。これに伴い、市においても条例の一部改正が行われ、平成 25 年 3 月 1 日に施行されていますが、当該改正条例は、同日以後に交付される政務活動費に適用されることから、本件監査請求においては、改正前の条例及びこれに基づく規則、要綱等に基づいて判断することとします。

また、住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

さらに、平成 23 年 5 月 11 日神戸地方裁判所判決において、政務調査費に係る支出が使途基準に適合しないものであることを主張・立証する責任は原告にあり、政務調査費に係る支出が違法であることが推認されるためには、「原告らが各支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証」することが求められていることから、請求人が問題とする個別の支出が政務調査費の使途基準に該当するか否かは、各支出についての会派又は議員の説明及び各支出について請求人が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているか否かを勘案し、また、会派及び議員の政務調査活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

(1) 竹尾ともえ議員及び公明党議員団に係る返還請求（86,980円）

ア 竹尾ともえ市政報告書（支出額の全額）

本件支出については、公明党議員団に係るものであるところ、錯誤により、政務調査費の対象外となるものを充当していたとして、当該支出を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成25年4月17日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

イ パソコン代（支出額の半額）

事務費については、要綱第3条第8項に政務調査目的の支出として認められており、要綱第3条第8項第1号の「事務機器費」には、パソコンも例示されています。

本件支出については、竹尾ともえ議員に係るものであるところ、請求人は、同議員が按分すべきパソコン代を全額計上しており、全額充当の根拠が示されていないと主張します。しかし、手引き「4 政務調査費の運用指針【総則】」「(2) 実費原則と按分」によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、市政に関する調査研究のために、実際に要した費用に充当（実費弁償）することを原則とし、多面的な議員活動のそれぞれに要した費用が明確に区分できない場合にあっては、会派及び議員の判断により実態に即して合理的な按分により政務調査費を充当することができるとしており、パソコン代について、一律に按分すべきものとはされていません。また、議員の有するパソコンが当然に調査研究活動以外に使用されるとも認められないことから、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、本件パソコンの設置及び使用場所は、議員控室であり、その旨、備品台帳に記載されており、視察の調査研究資料、一般質問に向けての資料整理、常任委員会協議事項等の調査研究など議員としての政務調査活動に使用し、政務調査以外にパソコンを使用する場合は、自宅に備えている別のパソコンを使用しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(2) 大原智議員に係る返還請求（112,400円）

ア パソコン代（支出額の半額）

パソコン代については、(1)イ記載のとおり、手引きにおいて一律に按分すべきものとはされておらず、また、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、備品台帳に記載のとおり、設置及び使用場所は、議員控室であり、議員としての政務調査活動に使用しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

イ ノートパソコン代（支出額の全額）

パソコンについては、(1)イ記載のとおり、政務調査目的の支出対象として認められている「事務機器費」に例示されています（要綱第3条第8項第1号）。

請求人が任期についての按分が行われていないとしている点については、取得後の任期の期間分により充当可能額を算出すべき備品の基準額について、同議員の判断に誤りがあったとして、備品台帳を修正し、当該パソコン代に対する49,900円の充当を45,741円の充当とする収支報告書の訂正及びその差額4,159円の返還が平成25年4月15日に行われたため、請求人の返還請求のうち、任期の期間による按分を求める請求は、その前提を欠くこととなっています。

また、請求人は、当該パソコンが2台目の購入であることを問題としていますが、手引き「5 使途基準項目別運用指針」「(7) 事務費」によれば、パソコンを複数台もつことは、「使用場所、使用形態等から合理的理由がある場合は、可能」とされています。

同議員の説明によれば、当該パソコンは、出張時の使用及び市民相談時の資料開示用等の目的のため購入したものであり、実際に、出張時には、必ず携行しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、当該パソコン代を半額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(3) 上向井賢二議員に係る返還請求（77,805円）

ア 封筒印刷代（支出額の全額）

請求人は、封筒の差出人部分の印刷は調査研究とは関係がないと主張しますが、同議員の説明によれば、当該封筒は市政報告を送付するために 13,000 枚を印刷したものとしています。

文書を送付する封筒に差出人を記載することは、通常行われるものであり、それが予め印刷されたことの主張のみをもって、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(4) 八木米太郎議員に係る返還請求（75,338 円）

ア パソコン(備品)購入費（支出額の半額）

パソコン代については、(1)イ記載のとおり、手引きにおいて一律に按分すべきものとはされておらず、また、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、当該パソコンは、政務調査専用として購入し、会派控室内の同議員席の机の上に設置したもので、主に所属する厚生常任委員会の所管事項である環境、福祉等に関する課題のホームページ検索や資料作成、病院問題の調査、また塩瀬・名塩地域の諸問題に対する調査・研究、提言・報告書作成等、市政の喫緊課題に関する調査・研究に使い、政務調査以外にパソコンを使用する場合は、自宅設置のパソコンを使っており、備品台帳にも使用場所として「西宮市議会棟 会派控室」と明記しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(5) 今村岳司議員に係る返還請求（420,000 円）

ア チラシ印刷代（支出額の全額）

本件支出については、錯誤により、政務調査費の対象外となるものを充当していたとして、当該支出を減額する収支報告書の訂正が平成 25 年 4 月 12 日に行われました。これにより、支出合計金額が 1,601,707 円となりましたが、なお収入額(政務調査費充当額)1,450,000 円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(6) 河崎はじめ議員に係る返還請求（10,336 円）

ア 平成 23 年 8 月～平成 24 年 3 月の 8 か月分電話代（支出額の半額）

本件支出については、錯誤により、半額按分すべきところ全額充当していたとして、当該支出の半額に相当する額 10,336 円を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成 25 年 4 月 17 日に行われたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(7) 花岡ゆたか議員に係る返還請求 (32,409 円)

ア パソコン代 (支出額の半額)

パソコン代については、(1)イ記載のとおり、手引きにおいて一律に按分すべきものとはされておらず、また、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、当該パソコンは、政務調査専用であり、使用場所は議員控室と議員事務所、視察先だけであり、政務調査にあたらぬ業務は、自宅にあるパソコンを使用しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(8) 中尾孝夫議員に係る返還請求 (325,000 円)

ア 平成 23 年 7 月～24 年 4 月の 10 か月分家賃 (支出額の全額)

事務所費については、要綱第 3 条第 9 項において政務調査目的の支出として認められており、同項第 1 号として「事務所の賃借料等」が掲げられています。

同議員の説明によれば、北部地域の中でも最北部の山口町下山口に政務調査・山口町事務所を設置しているが、政務調査活動、殊に政策等要望・意見聴取等は、市内一円を対象としており、それをより充実させる必要性から、南部地域の中でも最南東部の小曾根町に政務調査・小曾根町事務所を設置しており、要綱等の規定により、事務所費に係る支出対象を政務調査以外の用途に使用している場合は、支出額の 2 分の 1 を上限として充当することができるとしています。

手引き「5 使途基準項目別運用指針」(8) 事務所費によれば、事務所費として支出できないものとして、「自宅を事務所に行っている場合の、自宅あるいは事務所の賃借料」や「家族(同一世帯の者)及び生計を一にする親族の所有する事務所の賃借料(法人所有を含む)」などが掲げられていますが、事務所の数を制約する規定は存せず、複数の事務所費支出への

充当自体が認められていないとはいえません。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、複数の事務所費に充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(9) 和田とよじ議員に係る返還請求 (69,300 円)

ア 封筒印刷経費 (支出額の全額)

請求人は、封筒の差出人部分の印刷は調査研究とは関係がないと主張しますが、同議員の説明によれば、「市政報告」の配付については、郵便物での配付も当然に認められ、その際は封筒による郵送が通常であるとしています。

(3)ア記載のとおり、文書を送付する封筒に差出人を記載することは、通常行われるものであり、それが予め印刷されたことの主張のみをもって、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないとはいえません。

(10) 嶋田克興議員に係る返還請求 (57,599 円)

ア パソコン代 (支出額の半額)

パソコン代については、(1)イ記載のとおり、手引きにおいて一律に按分すべきものとはされておらず、また、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、当該パソコンの設置場所は議員控室に限定しており、使用目的は、基本的に政務調査活動に限定して、議会本会議の代表質問等に向けた調査資料やデータの整理、議会活動報告、市政報告だよりの作成、政務調査費の会計処理、視察報告書の作成、会派による政務調査活動の資料作成等々を中心に使用し、政務調査活動以外の使用は、自宅、事務所用のパソコンを基本的に使用するとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

(11) 岸利之議員に係る返還請求 (30,515 円)

ア パソコン代（支出額の半額）

パソコン代については、(1)イ記載のとおり、手引きにおいて一律に按分すべきものとはされておらず、また、一律に按分しないことをもって条例、規則、要綱等に違背するともいえません。

同議員の説明によれば、当該パソコンは議員控室に常に置き、政務調査以外には使用しない政務調査専用パソコンであって、政務調査以外に使用する場合は、自宅のデスクトップのパソコン、事務所のタブレットを使用しているとしています。

したがって、請求人の前記主張のみをもっては、パソコン代を全額充当したことについて議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出について政務調査費対象経費に該当しないものが含まれているとはいえません。

以上のとおり、請求人が返還を求める政務調査費について、違法又は不当な支出であり、返還を要するという請求人の主張には、理由がないものと判断します。

別表第1

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	会派又は議員による説明
竹尾ともえ及び公明党議員団	返還請求金額 86,980 円	
	<p>2011年7月28日 竹尾ともえ市政報告書 20,000円（公明党議員団分）</p> <p>本人の写真や当選お礼、看板を設置しましたという写真など、調査研究とは関係のない紙面構成となっており、政務調査費支出の対象とは認められない。全額返還。</p>	<p>竹尾ともえ市政報告書については、公明党議員団が交付を受けた政務調査費から支出したものです。</p> <p>なお、上記の市政報告書については、錯誤により、政務調査費の対象外となるものを充当していたため、4月17日付で公明党議員団の収支報告書を訂正し、充当額20,000円を市長あてに返還しました。</p>
	<p>2011年6月20日 パソコン代 133,960円（竹尾ともえ分）</p> <p>按分すべきパソコン代を全額計上している。全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>パソコンについては、「政務調査費の取扱いに関する要綱」の事務費の項目に記載されているとおり、政務調査費の使途の対象とされています。</p> <p>また、提出済みの備品台帳に記載のとおり、設置及び使用場所は、議員控室です。</p> <p>視察の調査研究資料や一般質問に向けての資料整理、常任委員会協議事項等の調査研究など議員としての政務調査活動に適正に使用させて頂いております。</p> <p>政務調査以外に使用する場合は、自宅に別にパソコンを備えており、それを使用しています。</p> <p>よって、全額充当に何も問題なく、按分すべき必要性はないと考えます。</p>
大原智	返還請求金額 112,400 円	
	<p>2011年6月12日 パソコン代 125,000円</p> <p>按分すべきパソコン代を全額計上している。全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>左記については、「政務調査費の取扱いに関する要綱」の事務費の項目に記載されているとおり、パソコンが対象物であることは、例示されているところである。</p> <p>また、提出済みの備品台帳に記載のとおり、設置及び使用場所は、議員控室であり、議員としての政務調査活動に適正に使用している。</p> <p>よって、全額充当に何ら問題なく、按分すべき必要性は、存在しないと考える。</p>
	<p>2011年11月13日 ノートパソコン代 49,900円</p> <p>半額充当されているが、2台目購入の根拠が示されていない。全額返還。</p> <p>また、任期についての按分も行われていない。</p>	<p>全額充当分のパソコンは、控室設置のデスクトップパソコンであり、本機については、出張時使用及び市民相談時の資料開示用等の目的のため、購入したものである。</p> <p>ただし、ノートパソコンという持ち出しのできるものであること、また、2台目の購入であることから半額充当としたものであり、何ら問題があるとは考えていない。</p> <p>そして、実際に、出張時には、必ず本機を携帯して</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	会派又は議員による説明
		<p>おり、適正に使用している。</p> <p>しかしながら、指摘を受けた任期についての按分においては、備品台帳を作成し、管理している方法の中で、高額耐久備品の精算の規定による5万円以上【本体価格・税抜き】には、今回の充当額が49,900円【税込】であったことにより、本規定には当てはまらないものと判断していた。</p> <p>その判断に誤りがあったため、修正後の備品台帳を提出し、4月15日付で収支報告書の訂正を行い、訂正後の差額4,159円を市長あてに返還した。</p>
上向井賢二	<p>返還請求金額 77,805円</p> <p>2011年10月14日 封筒印刷代 77,805円</p> <p>封筒の差出人部分の印刷は調査研究とは関係がない。全額返還。</p>	<p>請求人は、封筒の差出人部分の印刷は調査研究と関係がないと指摘されているが、当封筒は市政報告を送付するために13,000枚を印刷したものである。</p> <p>郵便物を差出す場合、差出人の住所、氏名を明記することは至極普通のマナーであり社会常識である。反対に差出人明記のないものは届け先に対して大変失礼であり、社会人としての品格を問われかねないものである。</p> <p>また差出人の明記のないものは、郵便物があて先不明などで返送される場合、帰するところがないという実務面からも不都合が生じる。</p> <p>請求人が意図されているところがよく分からないが、封筒に差出人の印刷をしない場合、市販の封筒は65,000円(500円×130冊---500円/100枚)程度で購入できるが、手書きやゴム印押印等の手間を考えれば、1枚当りのこの程度の単価の増は、社会通念上許されると判断したものである。政務調査費の利用に当たって、請求人が言うような制約があるとは到底考えられないものである。</p>
八木米太郎	<p>返還請求金額 75,338円</p> <p>2012年1月27日 パソコン(備品)購入費 176,400円</p> <p>任期による按分は行われているが、費用の全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>パソコンは「政務調査費の取扱いに関する要綱」第3条第8項第1号で政務調査に必要な事務機器として認められており、その購入費も政務調査費として認められている。請求人の「費用の全額充当の根拠が示されていない。半額を返還せよ」との主張から推察するに、請求人は「政務調査以外の目的で、半分ぐらい使用している」との見解であると思われるが、当該機器は政務調査専用として購入し、会派控室内の議員席の机の上に設置したものである。主に所属する厚生常任委員会の所管事項である環境、福祉等に関する課題の</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	会派又は議員による説明
		<p>HP検索や資料作成、病院問題の調査、また塩瀬・名塩地域の諸問題に対する調査・研究、提言・報告書作成等、市政の喫緊課題に関する調査・研究に使っている。従って、使用目的は市政に関する調査研究である。</p> <p>パソコンについては、当該機器のほか、自宅には、インターネットに接続したNECバリュースターPC-V C 5 0 0 4 Dと独立したNECバリュースターPC-V L 3 0 0 R Gの2台のパソコンを設置しており、これらも使用時間から言えば、区分として政務調査用としての使用が大半だが、政務調査以外にパソコンを使用する場合は当該機器を使わず、これら自宅設置の機器を使っているところである。</p> <p>当該機器に関しては、「政務調査費の取扱いに関する要綱」及び「政務調査費運用に関する手引き」に基づき、備品台帳を作成のうえ、適正に管理しており、平成 23 年度政務調査費収支報告書の提出時には同備品台帳を提出するなど、適切な事務取扱いを行っている。なお、設置場所については、同台帳において、「西宮市議会棟 会派控室」と明記しているところである。</p>
今村岳司	<p>返還請求金額 420,000 円</p> <p>2011 年 6 月 27 日 チラシ印刷代 420,000 円</p> <p>改選前(3月～)に配布されたチラシの代金であり、前任期中に支出すべきものである。支出時期を故意に遅らせたのか、実に不自然であり、この支出は認められない。全額返還。</p>	<p>2011 年 6 月 27 日支出のチラシ印刷代については、錯誤により、政務調査費の対象外となるものを充当していたため、4月12日付で収支報告書を訂正した。</p>
河崎はじめ	<p>返還請求金額 10,336 円</p> <p>2011 年 8 月～2012 年 3 月、8 か月分 電話代 総額 20,671 円</p> <p>事務所の電話代のようなが、事務所費は半額充当となっている。半額返還。</p>	<p>2011 年 8 月～2012 年 3 月までの電話代については、錯誤により、半額按分すべきところ全額充当していたため、4月17日付で収支報告書の訂正を行い、訂正後の差額 10,336 円を市長あてに返還した。</p>
花岡ゆたか	<p>返還請求金額 32,409 円</p> <p>2011 年 10 月 3 日 パソコン代 64,818 円</p> <p>按分すべきパソコン代を全額計上している。全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>自宅にはパソコンが2台あり、政務調査にあたらぬ業務は、これらの機器を使用している。当該ノートパソコンは、政務調査専用であり、使用場所は議員控室と議員事務所、視察先だけである。よって、当該ノートパソコンに関して、政務調査費を全額充当することには何ら問題はないと考える。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	会派又は議員による説明
中尾孝夫	<p>返還請求金額 325,000 円</p> <p>2011年7月～2012年4月、10か月分家賃 325,000 円</p> <p>半額計上であるが、2か所目の事務所への政務調査費支出は認められない。全額返還。</p>	<p>事務所費は、政務調査に必要な事務所の管理運営に要する経費であるが、事務所費に係る支出対象を、政務調査以外の用途に使用している場合は、支出額の2分の1を上限として充当することができる、とされている（「政務調査費の取扱いに関する要綱」等の規定による）。</p> <p>西宮市域は、南北 19.1km、東西 14.3km、総面積 101.18 km²であるが、南北は、六甲山系（本市最高地 898.6m）で分断され、北部の山地部と南部の平野部に分かれている。南北地域の往来は、主に、県道の西宮北有料道路又は国道 176 号を利用して宝塚市域経由しなければならない遠距離移動を余儀なくされている。</p> <p>私が居住している北部地域の中でも最北部の山口町下山口に政務調査・山口町事務所を設置しているが、政務調査活動、殊に政策等要望・意見聴取等は、市内一円を対象としており、それをより充実させる必要性から、上記の地勢的・地理的条件に鑑み、南部地域の中でも最南東部の小曾根町に政務調査・小曾根町事務所（他用途併用）を設置しているものである。</p> <p>なお、政務調査事務所は、政務調査費に関する規則、要綱、手引きで「政務調査に必要な事務所」と規定されているのみであり、複数設置を否定していないことを申し添える。</p>
和田とよじ	<p>返還請求金額 69,300 円</p> <p>2011年10月6日 封筒印刷経費 69,300 円</p> <p>封筒の差出人部分の印刷は調査研究とは関係がない。全額返還。</p>	<p>「市政報告」の配付については、郵便物での配付も当然に認められ、その際は封筒による郵送が通常である。封筒には差出人部分の印刷も、他の多くの社会事例を見ても、また社会通念上も、封筒の差出人部分の印刷は封筒作成上密接不可分なものとして、その印刷が認められている。但し、その差出人部分の印刷のデザイン等が著名なイラストレーターやデザイナー等により行われ、デザイン料等が封筒の素材に比して多額となり、封筒の作成費が高額となる場合がある。そのような事例でない本件については、封筒への差出人部分の印刷も封筒作成での一体のものと考えられる。仮に、「封筒の差出人部分の印刷は調査研究とは関係がない」として認められたとしても、これをもって全額返還請求することは、過大かつ不当で、一方的な請求と言わざるを得ない。何故なら、その請求内訳には</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象支出及び金額	会派又は議員による説明
		<p>当然に封筒の素材や封筒作成上の加工そのもの自体の経費も含まれているからである。よって、当該請求の内容は、「差出人部分の印刷」にあたる部分の経費であり、その当該部分の積算根拠及び内容については、例えば当該部分の按分比率等の具体的数字、根拠を、請求人が明示すべきであり、そのような積算根拠の摘示が無い本件に応じることはできない。また、仮に「差出人部分の印刷」の経費上の分離が認められるとしても、「政務調査費運用に関する手引き」に多く引用される按分にあつては、概ね2分の1を上限あるいは3分の1とすることが多く見受けられるが、当該請求の「差出人部分の印刷」が、当然に2分の1あるいは3分の1に該当することとは到底言えないことを付言しておきたい。</p>
嶋田克興	<p>返還請求金額 57,599 円</p> <p>2011 年 6 月 17 日 パソコン代 115,198 円</p> <p>按分すべきパソコン代を全額計上している。全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>2011 年 6 月 17 日のパソコンの購入は、それまで使用していたパソコンが古く、機能と対応が遅いため、改選され任期（6 月 10 日）が終了後、新しい任期が始まる時に買い換えた。</p> <p>設置場所は議員控室に限定していることと、使用目的は、基本的に政務調査活動に限定して、議会本会議の代表質問等に向けた調査資料やデータの整理、議会活動報告、市政報告だよりの作成、政務調査費の会計処理、視察報告書の作成、会派による政務調査活動の資料作成等々を中心に使用している。</p> <p>従来から議員控室に設置したパソコンは、政務調査活動を基本にしていることから全額充当している。</p> <p>政務調査活動以外の使用は、自宅、事務所用のパソコンを基本的に使用することになっている。</p> <p>これまで高額な事務機器を購入した場合、用途基準により備品台帳を作成、報告するなどして管理している。</p>
岸利之	<p>返還請求金額 30,515 円</p> <p>2011 年 6 月 21 日 パソコン代 61,029 円</p> <p>按分すべきパソコン代を全額計上している。全額充当の根拠が示されていない。半額返還。</p>	<p>このパソコンは議員控室に常に置き、政務調査以外には使用しない政務調査専用パソコンのため、全額充当しています。自宅にはデスクトップのパソコン、事務所にはタブレットを用意しています。政務調査以外に使用する場合はそちらを使用しております。</p>

別表第2（その他請求人の主張に係る議会事務局の説明）

政務調査費の用途につきましては、「政務調査費の交付に関する条例・同規則」「政務調査費の取扱いに関する要綱」「政務調査費運用に関する手引き」に基づくこととなっております。

事務局でも、収支報告書及び領収書の提出を受け、これらの規定に基づいて使用されているかの確認を行っています。

確認・精算後に誤りが判明した場合は、すみやかに収支報告書の訂正、及びそれに伴う差額の返還を受けており、このたびも収支報告書の訂正等があったものについては、関係書類の写しを添付しております。

なお監査請求人は、パソコンの充当に関して按分すべきと主張されていますが、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、市政に関する調査研究のために、実際に要した費用に充当することを原則としており、多面的な議員活動のそれぞれに要した費用が明確に区分できない場合にあっては、会派及び議員の判断により、実態に即して合理的な按分により政務調査費を充当することができるとされています。パソコン等の事務機器費についても同様で、政務調査以外の活動と区分できない場合、2分の1を上限として充当できるとされ、実態に即して議員が按分の要否を判断しています。また、すべての議員が備品台帳を作成し、適正に管理していることを申し添えます。このたび議員から備品台帳の提出を受けていますので、その写しを提出いたします。